

陸上自衛隊訓令第25号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基き、陸上自衛官の部隊章に関する訓令を次のように定める。

昭和30年7月22日

防衛庁長官 杉 原 荒 太

陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する訓令

改正	昭和30年12月7日陸自訓第34号 昭和33年8月11日陸自訓第12号 昭和34年7月31日陸自訓第33号 昭和35年1月11日陸自訓第6号 昭和36年2月20日庁訓第7号 昭和36年10月13日陸自訓第21号 昭和38年8月28日陸自訓第20号 昭和40年1月29日庁訓第4号 昭和48年10月16日陸自訓第58号 昭和56年2月10日庁訓第1号 平成3年12月6日陸自訓第26号 平成4年3月27日陸自訓第15号 平成10年3月25日庁訓第12号 平成11年3月19日庁訓第8号	平成12年3月27日陸自訓第15号 平成13年3月26日庁訓第24号 平成14年3月27日陸自訓第40号 平成18年3月24日陸自訓第7号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成19年3月27日省訓第10号 平成20年3月25日省訓第12号 平成22年3月25日省訓第8号 平成22年6月30日省訓第29号 平成23年4月19日省訓第20号 平成25年3月22日省訓第16号 平成29年3月24日省訓第9号 平成30年3月26日省訓第15号 平成31年3月20日省訓第5号
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章の制式及び着用に関し必要な事項を定めるものとする。

（制式）

第2条 部隊章の制式は、別表第1に定めるところのほか、次条から第5条までにおいて定めるところによる。

2 部隊章は師団等標識、隊種標識及び隊号標識よりなる。

（師団等標識）

第3条 師団等標識は、陸上幕僚監部、陸上総隊（陸上総隊司令官に隸属する空挺団、水陸機動団、ヘリコプター団及びシステム通信団を除く。以下同じ。）、空挺団、水陸機動団、ヘリコプター団、システム通信団、各方面隊（方面総監に隸属する師団及び旅団を除く。以下同じ。）、各師団、各旅団及びその他の防衛大臣直轄の部隊及び機関（以下「防衛大臣直轄部隊等」という。）ごとに定める。

2 師団等標識の色別及び形状は、別表第1に定めるところのほか、陸上総隊、空挺団、水陸機動団、ヘリコプター団、システム通信団、方面隊、師団又は旅団の師団等標識については当該陸上総隊司令官、空挺団長、水陸機動団長、ヘリコプター団長、システム通信団長、方面総監、師団長又は旅団長の上申に基づき陸上幕僚長が、陸上幕僚監部及び防衛大臣直轄部隊等の師団等標識については陸上幕僚長が防衛大臣の承認を得て定める。

（隊種標識）

第4条 隊種標識の色別は、別表第2に掲げる区分による。

（隊号標識）

第5条 隊号標識は、次の各号に掲げる区分によるものとし、各号の順序にこれを付すものとする。

（1）冠称番号（独立部隊、編合部隊又は単位部隊名に冠する番号をいう。以下同じ。）を有する

連隊、群、独立大隊（防衛大臣並びに団以上の部隊の長及び機関の長に直属する大隊をいう。）
及び陸上自衛隊陸曹教育隊は、その冠称番号

- (2) 別表第3に掲げる部隊等については、同表に掲げる標識
- (3) 群はG、学校はS、補給処はD、病院はH
(着用)

第6条 陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生は、所属する部隊等の部隊章を着用するものとする。ただし、その所属する部隊等が新たに編成、編合又は付置された場合は陸上幕僚長が相当と認める期間、転属を命ぜられた場合は異動完了日までの期間、海外出張を命ぜられた場合は出張期間中部隊章を着用しないことができる。

- 2 部隊章の着用区分及び着用要領は、陸上自衛官にあっては自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の、陸上自衛隊の自衛官候補生にあっては自衛官候補生の制服等の着用及び自衛官候補生き章の制式等に関する訓令（平成22年防衛省訓令第28号）の定めるところによる。
(委任規定)

第7条 この訓令に定めるもののほか、部隊章に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和30年7月22日から施行する。ただし、部隊章の着用の時期については、別に定める。

附 則（昭和30年12月7日陸上自衛隊訓令第34号）

この訓令は、昭和30年12月7日から施行する。

附 則（昭和33年8月11日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和33年8月11日から施行する。

附 則（昭和34年7月31日陸上自衛隊訓令第33号）

この訓令は、昭和34年7月31日から施行する。

附 則（昭和35年1月11日陸上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和36年2月日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年10月13日陸上自衛隊訓令第21号）

- 1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

- 2 この訓令施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の陸上自衛隊訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和38年8月28日陸士自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和38年8月28日から施行する。

附 則（昭和40年1月29日防衛庁訓令第号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年1月22日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和48年10月16日陸上自衛隊訓令第58号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、〔中略〕第15条の改正規定は、同年3月

25日から施行する。

附 則（平成3年12月16日陸上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日陸上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成4年3月27日から施行する。

附 則（平成10年3月25日防衛庁訓令第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月19日防衛庁訓令第8号）

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成13年3月26日防衛庁訓令第24号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊訓令第40号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月24日陸上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）（抄）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月19日防衛省訓令第20号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成29年3月24日防衛省訓令第9号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年5月26日省訓第5号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

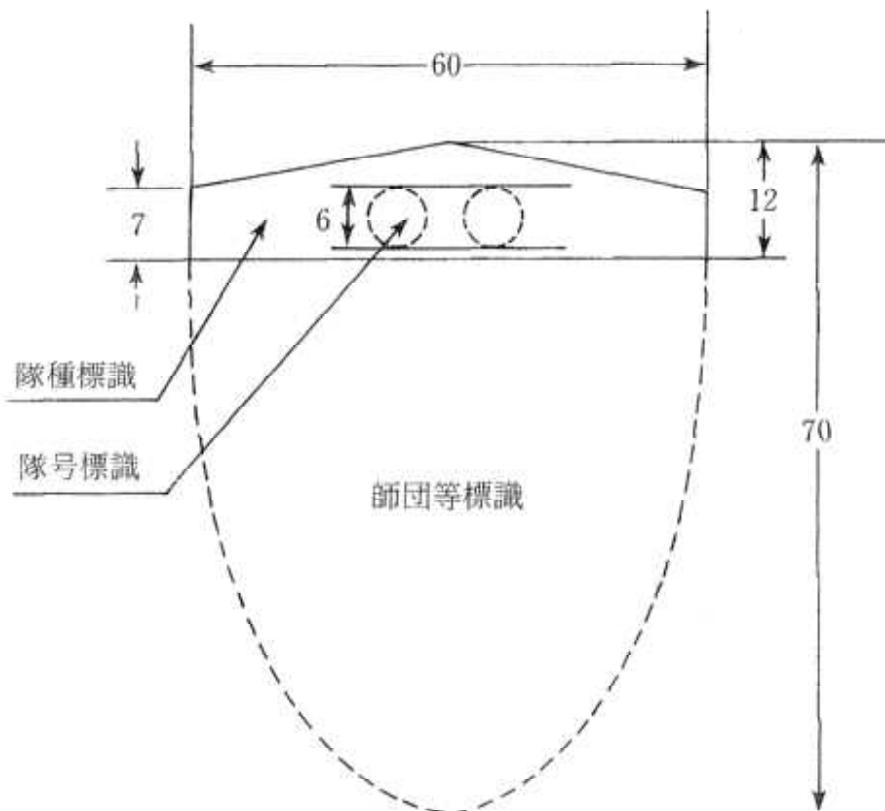
別表第1 (第2条、第3条関係)

		制式
部隊章	師団等標識	布製とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	隊種標識	別表第2に掲げる色の布地のものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	隊号標識	銀色の金属製のものとする。 アラビア数字又はローマ字とし、寸法は図のとおりとする。

備考

- 陸上幕僚監部の隊種標識は陸上幕僚監部の師団等標識、陸上総隊司令官、空挺団長、水陸機動団長、ヘリコプター団長、システム通信団長、方面総監、師団長又は旅団長に隸属する部隊の隊種標識はそれぞれの部隊等の隸属上級部隊たる陸上総隊、空挺団、水陸機動団、ヘリコプター団、システム通信団、方面隊、師団又は旅団の師団等標識、その他の部隊等の隊種標識はその師団等標識の各上端に付ける。
- 隊号標識は、隊種標識の中央に付ける。

図



注 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別表第2（第4条関係）

隊種標識	部 隊 等
赤	普通科又はこれと同種の部隊等
だいだい	機甲科又はこれと同種の部隊等
濃 黄	特科又はこれと同種の部隊等
水	情報科又はこれと同種の部隊等
あさぎ	航空科又はこれと同種の部隊等
えび茶	施設科又はこれと同種の部隊等
青	通信科又はこれと同種の部隊等
緑	武器科又はこれと同種の部隊等
茶	需品科又はこれと同種の部隊等
紫	輸送科又はこれと同種の部隊等
金 茶	化学科又はこれと同種の部隊等
濃 緑	衛生科又はこれと同種の部隊等
藍	普通科、機甲科、特科、情報科、航空科、施設科、通信科、武器科、需品科、輸送科、化学科及び衛生科又はこれと同種の部隊等以外の部隊等（陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、空挺団本部、水陸機動団本部、ヘリコプター団本部、システム通信団本部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部を含む。）

別表第3（第5条関係）

識別部隊等	隊号標識
陸上総隊司令部、空挺団本部、水陸機動団本部、ヘリコプター団本部、システム通信団本部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部	H
方面混成団本部	C B
警務隊	P
会計隊	F
音楽隊	B
方面普通科連隊、中央即応連隊	R
高射特科団、高射特科連隊、高射特科群及び高射特科大隊	A
後方支援連隊及び後方支援隊	L
教育大隊及び女性自衛官教育隊	T
陸上自衛隊空挺教育隊	A B
警備隊	A S F
陸上自衛隊幹部候補生学校	O
陸上自衛隊富士学校	F
陸上自衛隊高射学校	A
陸上自衛隊小平学校	K
陸上自衛隊高等工科学校	H T
自衛隊体育学校	P T
陸上自衛隊教育訓練研究本部	T E R
陸上自衛隊補給統制本部	G M C